

## 丹波市農業委員会総会等の傍聴について（傍聴の手引き）

本日は、丹波市農業委員会の会議を傍聴いただきありがとうございます。傍聴にあたっての注意事項等をまとめましたので傍聴の参考にしてください。

- 1 傍聴の前に必ず届出書に、必要事項を記入してください。  
連絡先欄は、忘れ物等、連絡の必要がある場合に、連絡が可能な電話番号等を記入してください。
  
- 2 傍聴席では、常に、静かに傍聴してください。  
次のような場合は、退場を命じることや傍聴を拒否することがあります。
  - (1) 異様な服装をしている者
  - (2) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを所持している者
  - (3) 凶器又は危険物を所持している者
  - (4) 酒気を帯びている者
  - (5) 届出をしていない者
  - (6) その他、議事を妨害し、委員又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると議長が認めた者
  
- 3 傍聴人は、発言したり、騒いだりしてはいけません。  
傍聴人は、許可を得ないで写真、動画等の撮影や録音等をしてはいけません。  
傍聴人は、議場に立ち入ってはいけません。
  
- 4 会長又は議長から、注意や命令があったとき、これに従わない場合は退場をさせられることがあります。  
退場を命ぜられた者は、当日、再び傍聴席に入ることができません。

お問い合わせ先

丹波市農業委員会事務局

住所 〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市役所春日庁舎 4階

電話 0795-74-1504（直通） FAX 0795-74-1055